

## プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

## 項目 本日の検討の概要

## これまでの検討の概要

1. 第 28 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 9 月 2 日開催）（以下「第 28 回作業部会」という。）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）から、2014 年以後に IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）のエンドースメント手続を開始している。
2. 第 28 回作業部会及び第 345 回企業会計基準委員会では、2014 年以後に IASB により公表された会計基準等に関するエンドースメント手続の当面の進め方として、以下を確認した。
  - (a) 今後、発効日を基準としてエンドースメント手続を行う。
  - (b) 次の(A)-(E)に区分して、エンドースメント手続を進める。
    - (A) 2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（(B)-(E)を除く。）
    - (B) IFRS 第 15 号（「IFRS 第 15 号の発効日」、「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）
    - (C) IFRS 第 9 号（2014 年）
    - (D) IFRS 第 16 号
    - (E) (B) から (D) 以外に、2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む。）
  - (c) エンドースメント手続を行う時期について、日本基準における国際的な整合性のあるものとするための取組みとは直接的には関連付けない。ただし、日本基準における検討がなされている場合は、当該検討における内容をエンドースメント手続において参考とする。
3. 前項を踏まえて、第 29 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 10 月 20 日開催）（以下「第 29 回作業部会」という。）では、(b) の (A) 及び (B) に関するエンドースメント手続を実施している。

**2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち2017年12月31日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続**

4. 2014年1月1日から2016年8月31日までにIASBにより公表された会計基準等のうち2017年12月31日までに発効する会計基準等について、個々の会計基準等の新設又は改正された内容を確認、「削除又は修正」が必要な項目はないとの提案を行った。第28回作業部会及び第345回企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。

本日の審議では、第345回企業会計基準委員会の審議から対象期間を1か月延長して2016年9月30日までとしているが、その間にIASBにより公表された会計基準等は「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」(IFRS第4号の修正)のみであった。当該会計基準は、IFRS第9号の適用とともに2017年12月31日以前に発効する可能性はあるが、これは例外的と考えられることから、今回のエンドースメント手続の対象とはしていない。

5. 第29回作業部会では、前項の検討を踏まえ、2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち2017年12月31日までに発効する会計基準等について、公開草案として公表する文案について審議した。以下が公表を予定している文案である。

- ① 修正国際基準公開草案第3号「「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案」の公表(審議事項(1)-2-1)
- ② 修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準の適用(案)」(比較形式)(審議事項(1)-2-2)
- ③ 修正国際基準公開草案第3号参考:「修正国際基準の適用(案)」の全文(審議事項(1)-2-3)

**IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するエンドースメント手続**

6. 第29回作業部会では、当委員会における収益認識に関する包括的な会計基準の開発状況及び欧州におけるエンドースメントの状況を確認し、IFRS第15号に関するエンドースメント手続の進め方について検討した。(審議事項(1)-3)

## 本日の検討の概要

7. 本日は、第29回作業部会の審議を踏まえて、次に関する審議を行いたい。
- (1) 2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち2017年12月31日までに発効する会計基準等について、公開草案として公表する文案の審議
  - (2) IFRS第15号に関するエンドースメント手続の進め方の審議

以 上